平成２６年（フ）第６９８９号
東京都荒川区南千住５丁目43―10―603
債務者　大久保公博
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９９０号
東京都荒川区南千住５丁目43―10―603
債務者　大久保葉子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９９５号
神奈川県南足柄市塚原2781―46
債務者　大澤麻菜美
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７００２号
東京都立川市錦町１丁目15―30―207
債務者　佐野　勝哉
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９号
北海道帯広市東３条南18丁目18番地１　コーポ森３
債務者　加藤　　守
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２９４２号
大阪府豊中市宮山町４丁目８番３―303号
債務者　中野加代美
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０号
東京都立川市上砂町２―６―１グランドール208、住民票上の住所東京都武蔵村山市三ツ木２丁目27番地の５
債務者　高橋　千夏
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３４号
静岡県浜松市中区上島６丁目29番406号
債務者　近藤あき子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１００号
横浜市青葉区市ケ尾町479番地１　コーポヒルハウスＢ201
債務者　小川須美子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４７号
横浜市金沢区平潟町28番６号　菊地荘202
債務者　細越　健雄
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１５４号
横浜市瀬谷区相沢１丁目31番地８　ウィンシティ横濱瀬谷Ⅷ202号
債務者　山科紀代子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１５９号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地19棟506号
債務者　澁谷　光雄
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３１５号
千葉県大網白里市北今泉275番地
破産者　有限会社廣田建設
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９号
富山県滑川市北野新888番地
破産者　岩瀬工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４５５号
大阪府東大阪市川俣１丁目19番26号
破産者　谷口硝子株式会社
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７号
岐阜県関市神明町４丁目３番15号
破産者　羽田野洋子
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所